

質問回答書 (第1回ノ切分) 1/1

平成23年3月24日

業務番号	23-B03D
業務名	平成23年度 丹波PA(仮称)と一体的な地域振興拠点整備基本計画策定業務
業務場所	船井郡京丹波町 曾根 地内

No	質問箇所	質問内容	回答
1	参考仕様書	<p>【業務期間について】</p> <p>・業務期間は、契約日の翌日から平成24年2月29日までで、基本計画の策定は、契約日から6ヶ月を完了目標とする、とあります。これは基本計画策定の一通りの作業を6ヶ月以内に行い、その後の工期完了までの期間で、関係機関協議とそれを受けた基本計画の見直しを行うという主旨でしょうか。</p>	<p>・契約日から6ヶ月を目安に基本計画の策定を行い、その後の期間は、各関係機関との許認可に係る協議・手続きに必要な基本設計、資料作成等を行うことを想定しています。</p>
2	参加表明書及び技術提案書作成要領	<p>【主催者が認識している課題について】</p> <p>・「平成23年度は基本計画策定の上、各関係機関との許認可に係る協議・手続きを進める必要がある」とありますが、平成22年度に關係協議はどの程度進められていますか。</p> <p>・「平成24年度に予定している詳細設計に引き継ぐためには、可能な限り基本設計レベルまで検討を進める必要がある」とされていますが、今年度後半に、別途基本設計業務を発注される予定でしょうか。それとも本基本計画策定業務の中に、基本設計レベルの作業が含まれるという認識でしょうか。</p>	<p>・本町が構想している施設の大まかな配置イメージをもとに、事業の可能性、事業化にあたっての課題等について、意見交換を行いました。</p> <p>・本基本計画策定業務の中に、アクセス道路及び排水施設等の基本設計レベルの作業を含む認識です。ただし、作業内容は提案とします。なお、平成23年度内に実施が必要と考えられ、本業務で対象外とする内容については、別途業務の見積書として提出してください。また、基本設計は、別途発注の現地測量の成果をもとに行うこととします。</p> <p>・本町の認識では、平成23年度内に、各関係機関との許認可に目処をつけること、また、アクセス道路の一部については詳細設計に着手することが必要と考えています。事業の想定スケジュールは、閲覧資料で確認してください。</p>
3	参考仕様書 参加表明書及び技術提案書作成要領	<p>【基本計画検討委員会について】</p> <p>・参考仕様書には「学識経験者、各関係機関及び農・商工関係者、町民等により構成される検討委員会の開催」が予定されていること、提案書作成要領の「本事業における方針」には、「整備・運営に、町民・地元の農・商工業者等の参画をはかること」が示されています。これらを踏まえ、検討委員会のメンバーは、当施設を主体的に運営できる能力のある組織の参画を見据えて構成することが想定されますが、そのような視点から、既にある程度の人選はできているのでしょうか。</p>	<p>・具体的な人選は未だですが、地域振興拠点施設の趣旨から、町民・地元の農・商工業者等の参画を見据えた人選とする予定です。</p>